

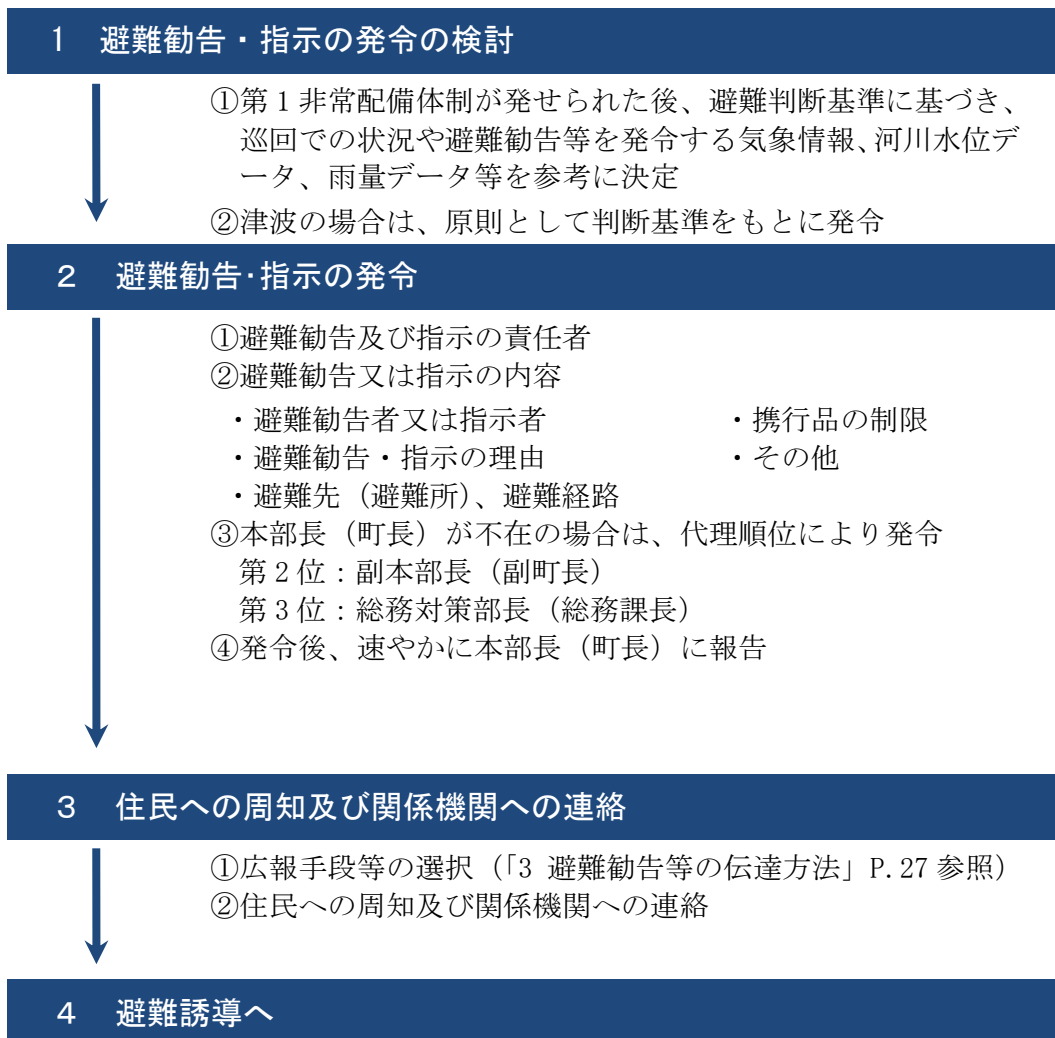
第4章 避難勧告・避難指示の発令

1 発令基準（判断基準）

避難勧告等は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令します。

| 区 分 | 判 断 基 準 |
|---------|---|
| 避 難 勧 告 | ア 震度の地震が発生したとき イ 津波警報（津波）が発表されたとき ウ 津波注意報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき |
| 避 難 指 示 | ア 震度6弱の地震が発生したとき イ 津波警報（大津波）が発表されたとき ウ 震度5弱以上程度の地震を感じたが、情報伝達システムの異常により「津波注意報」、「津波警報」が伝達されないとき |

避難勧告等の発令の流れ



2 伝達方法

避難勧告等の伝達は、災害の種別や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮し、防災行政無線や車両による広報、報道各社への放送要請、町ホームページへの掲載などを行うとともに、町内会、地域団体などへの電話等、様々な手段で実施します。

【伝達先・伝達方法】

| 伝 達 先 | 伝 達 方 法 |
|--|--|
| (住 民) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・住民 ・町内会・自治会 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・広報車、消防車 ・町ホームページ ・電話、FAX、テレビ、ラジオ |
| (災害時要援護者、福祉関係機関等) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の事前登録者 ・町社会福祉協議会 ・こども園等 | <ul style="list-style-type: none"> ・電話、FAX、テレビ、ラジオ |
| (防災関係機関等) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・警察署、消防署、消防団 ・北海道（宗谷総合振興局等） ・指定地方行政機関（北海道開発局等） | <ul style="list-style-type: none"> ・電話、FAX |

■避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令内容の伝達文は次のとおりとする。

○ 避難準備（要援護者避難）の伝達文の例

こちらは、浜頓別町（災害対策本部）です。
 ただ今、津波注意報が発令されたため、〇〇地区に対して避難準備情報を発令しました。
 お年寄りの方など避難に時間を要する方は、直ちに（避難所の施設名）へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

○ 津波注意報（警報）発令の際の避難勧告（指示）伝達文の例

こちらは、浜頓別町です。
 ただ今、地震により津波注意報（警報・大津波警報）が出ています。
 海岸・河川の近くには、近寄らないでください。
 予想される浸水域の〇〇地区に対して避難勧告（指示）を発令しました。
 直ちに（避難所の施設名）又は高い所に至急避難してください。

※伝達の確認

避難勧告・避難指示の発令および解除を行った場合は、対象地区に確実に伝わっているか再確認する。